

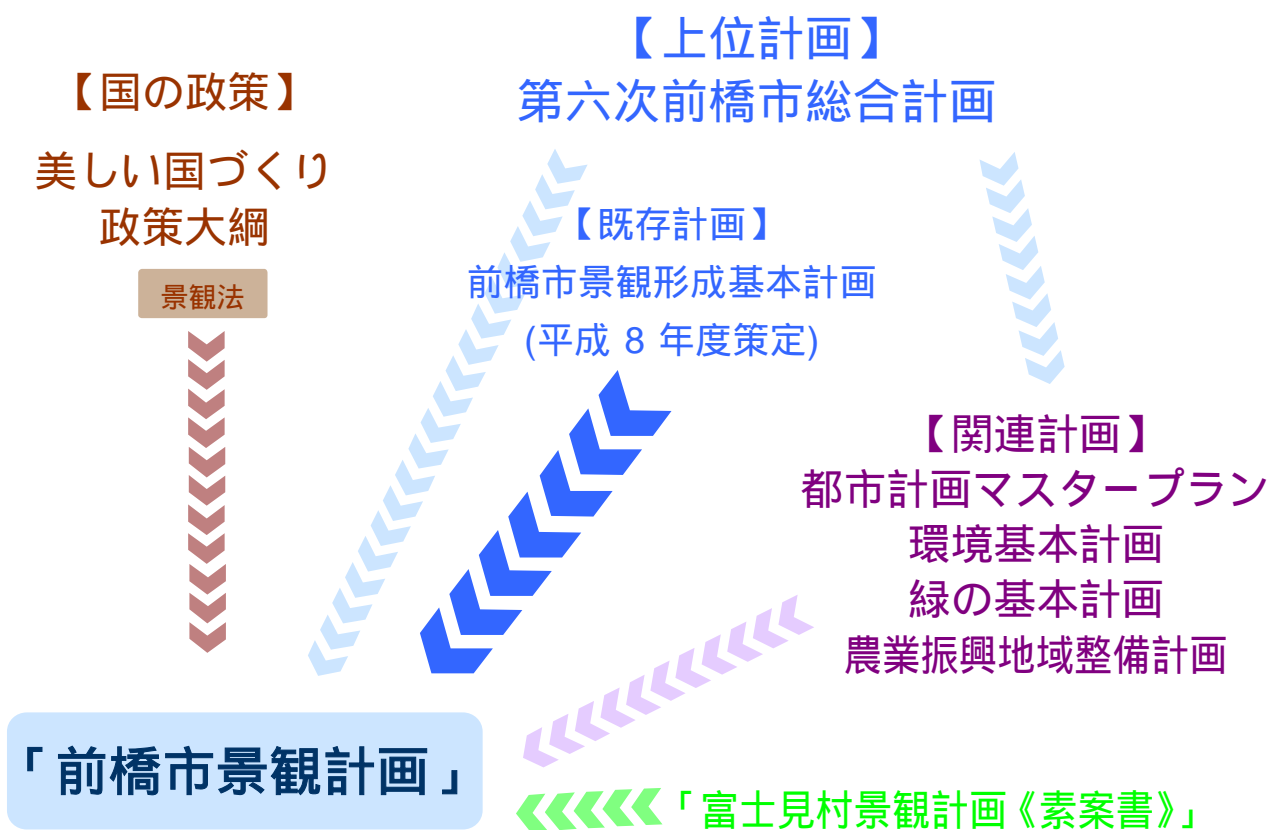
# 1 計画の趣旨

## (1) 計画の位置づけと目的

本市は「生命都市いきいき前橋」を将来都市像とした第六次前橋市総合計画を平成20年度に策定し、景観の形成に関して、赤城南麓に広がる自然環境、利根川や広瀬川の美しい河川、歴史的建物や文化・伝統など、地域資源を活かした魅力ある景観形成を進めることをその中に位置づけています。

このような第六次前橋市総合計画における景観形成の位置付けの下に、本計画は、平成8年度に策定した前橋市都市景観形成基本計画の基本理念を継承しつつ、景観法に則したより実効性の高い計画として策定することにより、複数の活動主体が景観づくりに取り組む際の共通指針とし、“人が生きる風景を守り、育む”ことによって、前橋市にふさわしい良好な景観を実現することを目的とします。

### 【景観計画の関連計画等】



## (2) 景観とは

本計画における「景観」や「景観づくり」の定義は、平成8年3月に策定された前橋市都市景観形成基本計画における「都市景観」及び「景観づくり」の考え方を継承します。

### 景観とは

「景観」とは、目に見える「まち」の姿、表情であり、五感で認識される風景の様子であるといえます。それらは、遠くの山並みや、身近な水や緑などの自然、建築物などのまちなみを構成するものから、「まち」の活動、人々の営み、歴史や文化といった心像的なものなど様々な要素が絡み合っけて作り上げられています。

このように、「まち」それぞれには、その「まち」なりの自然、歴史や文化、市民の生活といったものがあり、これらを五感で感じ、私たちが「見る」ことを通してイメージする総合的な印象こそが、「まち」の姿であり、「景観」なのです。

### 景観づくりの必要性

「景観づくり」とは、景観にかかわる様々な取組みを通して、「まち」の個性や魅力を目にみえるかたちで表し、人々が生きる環境の質を高めることです。

これまでは、経済優先の都市化により、地域の貴重な自然環境や歴史的なものを減少させ、長い間に培われてきた文化や風土を希薄なものにしてきました。

景観づくりの目指すものは、これら自然環境や歴史的なものを大切に、培われてきた文化や風土を受け継ぎ、その上で新たな魅力を加え、人々の愛着と誇りに支えられた個性的で魅力的な「まち」をつくり出すことです。

このように、景観を「共有の財産」として考え、長期的、総合的な視点にたって、景観づくりに取り組むことが必要になっています。

#### 言葉の定義

〔まち〕 「人」が集まり、様々な活動を行うことによって生まれる空間・場の集合体（都市、農山漁村）

### (3) 計画の理念

#### 景観法の目的及び基本理念

景観法では、法の目的と基本理念を以下のように定めており、ここに示される考え方の基に本計画は定められたものです。

#### 目的（法第1条）

この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### 基本理念（法第2条）

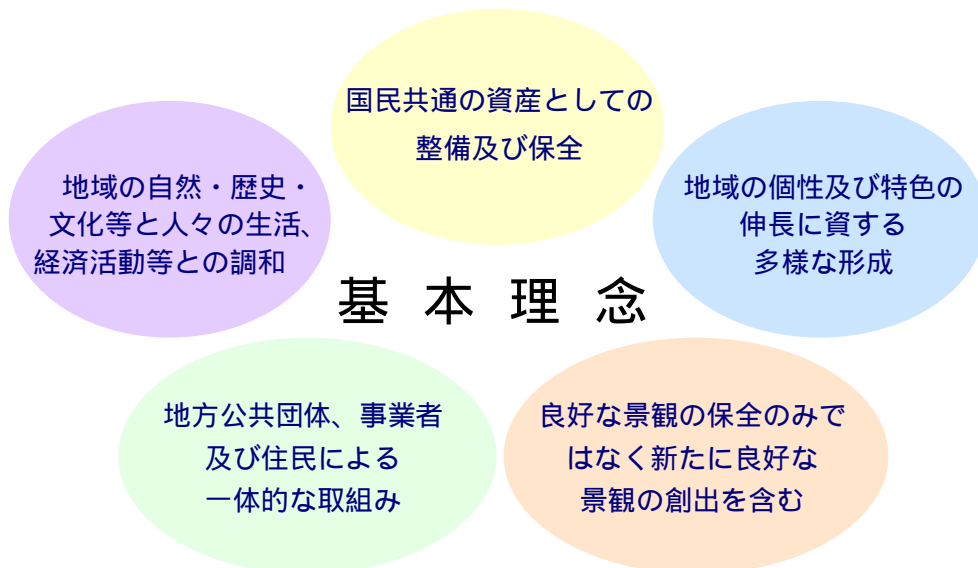
良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされることを通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組みがなされなければならない。

良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。



## 景観形成を担う主体の役割

本計画に基づき、本市の良好な景観形成を推進するため、市民、事業者及び市のそれぞれが景観形成の主体であることを自覚し、各主体が協働し、行動していくことが求められます。

### (ア) 市民の役割

市民は、本計画に示す計画のテーマと方針に基づき、良好な景観形成への取組みに関する理解を深め、自らが主体となり、他の主体と協力しつつ、良好な景観形成に取り組む役割を担います。

市民は、市が実施する景観形成に関する施策に協力し、良好な景観形成を推進する役割を担います。

### (イ) 事業者の役割

事業者は、本計画に示す計画のテーマと方針に基づき、良好な景観形成への取組みに関する理解を深め、土地の利用等による事業活動に際し、良好な景観形成に取り組む役割を担います。

事業者は、市が実施する景観形成に関する施策に協力し、良好な景観形成を推進する役割を担います。

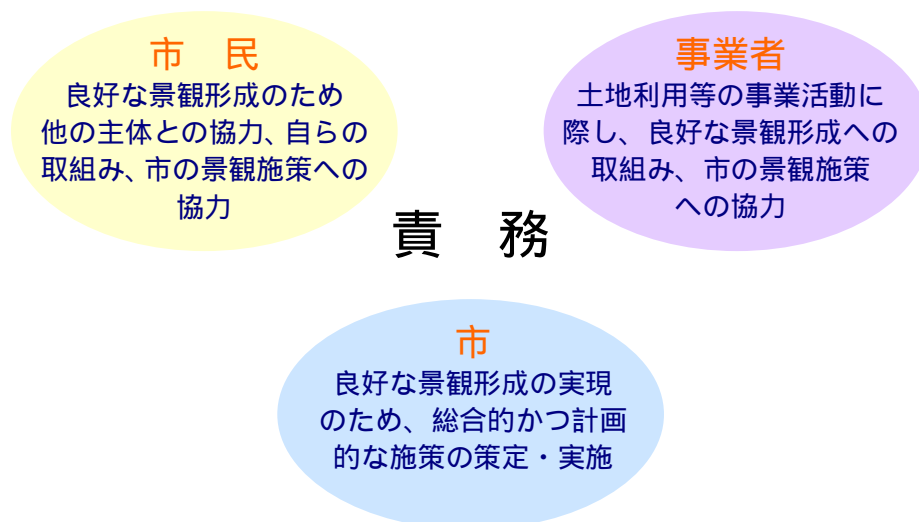
### (ウ) 市の役割

市は、本計画に示す計画のテーマと方針に基づき、良好な景観形成を実現するため、総合的かつ計画的な施策を策定し、及びこれを実施する役割を担います。

市は、施策の策定及び実施に当たって、市民及び事業者の意見、要望等が十分に反映されるよう努めます。

市は、市の行う各種事業において、良好な景観形成に関する先導的な役割を担います。

市は、市民及び事業者が主体的に良好な景観形成に取り組むことができるように、良好な景観形成に関する情報提供を積極的に行うなど、景観形成に関する意識向上及び取組みに対する支援に努めます。



計画の目指すもの

## 人が生きる風景を守り、育む

景観形成を長期的・総合的に行うためには、形成しようとする景観が、人の営みがつくる風景に根ざしたものでなければなりません。それは、景色としての風景とともに、「心像風景」や「原風景」などといわれる人の体験や体感を通じて感じてきた祭や田植えなどの風景も良好な景観の要素となるからであり、風景がそこで生きる人の生活と切り離すことのできないものだからです。

良好な景観の形成を進めるためには、そこで生きる人々の記憶と体験に根ざした風景に光をあて、その風景を大切に守り育む土壌を創り出すことです。今、ここで生活をする人にとっても、次の世代の子どもたちにとっても故郷の誇りであり、自分たちのルーツである生きる実感に結びつく、人が生きる風景を守り育むことにより、人の生活に根ざした将来にわたり持続可能な景観形成を目指します。

なお、本計画は、複数の活動主体が共有できる計画とするため、現在・今に即し、どこで・だれが・どのように・活動するのか具体的にイメージできる計画とします。



## 計画の構成

本計画は、現在・今に即し、どこで・だれが・どのように・活動するのか具体的にイメージし、複数の活動主体が景観形成に取り組むことのできるよう共通指針を示し、各主体の主体的な取組みと協働によって推進する計画です。

このため、本計画の構成は、「行動計画」＝アクション、「調和ある景観形成基準」＝ルール、「推進体制」＝システムの3本の柱を打ち出します。

### 1 計画の趣旨

・前橋市の景観計画の位置付けや目的、基本的な考え方を示します。

- (1) 計画の位置付けと目的
- (2) 景観とは
- (3) 計画の理念
- (4) 景観計画の区域

### 2 現状と課題

・前橋市の概況、景観形成への取組状況、景観意識と地区に根ざした課題を整理しています。

- (1) 市の沿革
- (2) 景観施策に係るこれまでの取組み
- (3) 意向調査、実態調査
- (4) 地区の目カルテ
- (5) 景観形成に係る課題

### 3 計画のテーマと方針

・市民が共有する景観形成に向けたテーマと方針を示します。

#### (1) 計画のテーマ

振り返りたくなる風景がある

#### (2) 計画の方針

##### <景観形成方針>

赤城山等が創り出す眺めの保全  
地形によって造形された田園風景の継承  
異風景を創り出す、多種多様な景観資源の継承  
無数の河川景観の保全と、川と橋のある風景の創出  
ランドマークとなる樹木群や大木の保全  
中心市街地の再評価・現在価値化  
進化するまちにおける景観形成の誘導

##### <体制整備方針>

地域資源を育てる体制づくり  
突出した資源を生かした先導的景観を創り出すための体制づくり  
原風景として残る景観をつくる体制づくり  
地域教育の体制づくり  
成熟した地域コミュニティをもつ住宅団地環境の次世代への継承

##### <観光戦略方針>

日本古来の自然崇拝としての赤城山信仰の表層化  
前橋ブランド観光戦略  
こだわりの前橋(見直される風景)観光戦略  
「異風景ゾーン」の演出

## 4 行動計画

- ・多様な主体の具体的な取組みを示します。

### (1) 行動計画の基本的な考え方

- A 活動主体は行政を含め、地域住民、NPO、企業、大学関係、建築士会、農協、商工会議所など
- B 行政は、営業マンとして、「まち営業」の中で、多様な主体に活動の段階に合った「行動メニュー」を提案
- C 活動段階や社会状況等に合わせて更新

### (2) 行動メニュー

- ・計画の方針のそれぞれに行動メニューを1～4設定

#### < 景観形成方針 >

- ・地域住民とともに、愛される赤城山を子どもたちに受け継いでいくための「赤城山百景」づくり  
他 13 の行動メニュー

#### < 体制整備方針 >

- ・多種多様な人が景観形成に取り組めるよう、景観資源のデータ化と、誰でもアクセスできる情報検索システムの構築  
他 12 の行動メニュー

#### < 観光戦略方針 >

- ・今に生きる日本古来の自然崇拜を体現する、広域的観光戦略「赤城風景街道」の展開  
他 8 の行動メニュー

## 6 推進体制

- ・行動計画・景観形成基準を効果的に機能させるための体制について示します。

### (1) 推進体制

現在の体制  
新たな推進体制

### (2) 景観を担当する系の体制

審査・監察・アドバイス体制

- ・公共施設の新規整備修繕など
- ・民間による建築等行為など

景観計画広報体制

- ・庁内周知・啓発
- ・市民への情報発信・広報活動

まちデザインを総括的に担当する組織の創設の検討

### (3) 景観形成重点地区の役割と指定の方針

### (4) 業務マニュアルの作成

## 5 調和ある景観形成基準等

- ・行政主導の取組みを基準として示します。

### (1) 景観類型

景観類型	都市構造等による類型	細 類 型
拠点の景観	都市拠点	-
軸的景観	都市軸	観光軸
		その他の都市軸
	鉄道軸	-
河川軸	-	
都市的景観	商業・業務地区	本庁管内地区 中心市街地
		その他の商業・業務地区
	住宅地区	既成市街地
		住宅団地
工業地区	-	
自然的景観	田園地区	平坦田園地区
		裾野田園地区
	森林地区	-

### (2) 届出を要する行為等

民間施設：届出を要する行為の基準  
：すべての行為に配慮義務  
公共施設：民間施設と同様規模による手続き

### (3) 調和ある景観形成基準

類型別基準：地域性を守り、創り出すための基準  
・風景全体(遠景)、景観資源(近景)で構成  
・全体像を示す指針と守るべき事項を定める基準で構成  
要素別基準：隣近所、界わい、通り(近景)の調和を生み出すための基準

### (4) 景観重要建造物の指定の方針

### (5) 景観重要樹木の指定の方針

### (6) 屋外広告物等の設置に関する行為の制限

### (7) 景観重要公共施設の指定等に関する事項

## (4) 景観計画の区域

景観計画区域を前橋市全域とします。

